

氏名（本籍）	酒井恒太（茨城県）			
学位の種類	博士（芸術学）			
学位記番号	博甲第 7007 号			
学位授与年月	平成 26 年 3 月 25 日			
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	日本近代の木彫表現におけるヒルデブラントの芸術観の寄与について			
主査	筑波大学教授	博士（芸術学）	岡崎昭夫	
副査	筑波大学教授	Dr. Phil.	長田年弘	
副査	筑波大学教授	博士（芸術学）	中村義孝	
副査	東京福祉大学助教	博士（芸術学）	宮坂慎司	

論文の内容の要旨

（目的）

本研究の目的は、ドイツの近代彫刻家ヒルデブラント（Adolf Ritter von Hildebrand, 1847～1921 年）の芸術観の日本近代の木彫表現への寄与を明らかにすることである。そのために、1920 年代前後に翻訳を通して受容されたヒルデブラントの造形原理が日本の木彫家による著述や木彫の諸作品に反映しているかどうかを検討している。

（対象と方法）

本研究は、近代日本の木彫技法、ヒルデブラント著の翻訳書『造形美術に於ける形式の問題』（抄訳 1919 年、全訳 1927 年）、日本の木彫家 3 名（橋本平八、高村光太郎、石井鶴三）の著述や作品を対象とし、研究方法としては、近代日本の木彫技法、ヒルデブラントの翻訳書、木彫家の著述に関する文献調査と、木彫家の諸作品の実見調査による。

（結果）

本論文の第 1 章では、明治から昭和期における木彫表現の技法について文献調査を行った結果、石膏原型からの星取り法による間接法から直彫り技法による直接法への変革が 1920 年代に顕著に認められることを見出し、その転換を促した要因をヒルデブラントの翻訳書において提唱された造形原理に求めている。

第 2 章では、翻訳書『造形美術に於ける形式の問題』の内容を分析した結果、実材制作の起点が素描にあり、平面に奥行きを与えることで容積が生まれ、その奥行きへの運動は側面像によって得られることがヒルデブラントの造形原理であり、これが日本近代の木彫家の制作技法の変革に寄与

したことを推測している。

第3章では、ヒルデブラントの造形原理が日本近代の木彫家の著述や諸作品に反映しているかどうかを検証した結果、橋本平八の著書『純粹彫刻論』（1942年）の内容にはヒルデブラントの造形原理の反映が認められ、彼により確立された直彫りの木彫技法がヒルデブラントの石彫技法とほぼ同一であり、さらに彼がその技法を自身の木彫作品に適用し始めた時期がヒルデブラントの造形原理が受容された1920年代と重なっていることを見出している。また、高村光太郎の著書『造型美論』（1942年）にはロダンとヒルデブラントを近代彫刻における二つの源流と見なしている記述があり、石井鶴三の木彫作品にはヒルデブラントの造形原理に近い「外主内従」という造形論に基づいて統一性を重視した方法論が示されていることを指摘している。

本研究は、1920年代前後に翻訳を通して受容されたヒルデブラントの造形原理が日本近代の木彫家による著述や木彫の諸作品に反映していることから、ヒルデブラントによる芸術観が日本近代の木彫表現の展開に寄与したという結論を提示している。

（考察）

これまでの日本近代の彫塑作品の史的展開は主としてロダンの受容の観点から説明されてきたが、本研究によって、日本における近代木彫作品に限定すれば、直彫り技法の確立とその後の展開はヒルデブラントの受容の観点から説明できることが明らかとなった。ロダンが自身の造形理念に基づいて塑造を主とした新たな形態表現を提示した一方で、ヒルデブラントは独自の造形原理に基づいて実材制作で直接的にその素材を直彫りする方法論を実践していた。ロダンが彼の言葉や作品を通して主に日本近代の塑造家に直接的な影響を与えてきたことは周知の事実であるが、ヒルデブラントは特に実材制作を主とする木彫家に翻訳書を通して間接的な影響を与えていた可能性が推測されるのみであり、ヒルデブラントの直接的影響を実証するにはさらに多くの木彫家の事例に関する研究が求められる。

審査の結果の要旨

（批評）

著者は、彫刻家としての経験に基づいた独自の視点から、関連する文献調査や作品の実見調査を実施し、造形過程と表現の密接な関係性を重要視するヒルデブラントの芸術観が近代日本の木彫表現の展開に寄与していたという結論を導き出した。ロダン以外の西欧近代のもう一つ源流としてヒルデブラントの造形原理に焦点を当てた点は高く評価でき、その論究の結果として日本近代の木彫史を再考する新たな観点を提示したところに本研究の独創性が認められる。ヒルデブラントの直接的影響を実証する今後の著者の研究に期待したい。

平成26年1月8日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（芸術学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。